

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

富良野市教育委員会

富良野市では、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部（学用品費・給食費など）を援助する制度を設けています。
就学援助を希望される場合は、下記の説明をお読みの上、申請書及び添付書類を提出ください。



就学援助の申請対象となる方

富良野市立小・中学校・義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 同一世帯で生計を共にしている方全員の令和5年中の合計収入金額が認定基準額以下の方
- (3) 特別な事情（災害・病気・失業・事故など）により、経済的に学費の負担が困難な方

※新入学学用品費の入学前支給で認定されている場合でも、令和6年4月以降の認定を受けるためには再度申請が必要となりますので、必ず申請してください。

《認定基準の算出基礎》

認定基準は、生活保護基準の1.3倍以下の場合に援助が受けられます。

＜給与収入の場合＞ 認定額＝年間総収入－（生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料）

＜事業・農業所得の場合＞

認定額＝年間総収入－（必要経費＋生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料）

※収入には、各種年金・雇用保険・譲渡所得・一時所得なども認定額に算入されます。

《認定基準となる収入の目安》

※この金額は目安です。

- ・同一世帯で生計を共にしている方全員の収入（年金収入も含む）が審査の対象になります。
- ・世帯の人数・年齢や住宅事情により認定基準が異なります。
- ・目安額を超えていても認定になる場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
持ち家の場合	約220万円	約283万円	約323万円	約396万円	約421万円
賃貸住宅の場合	約268万円	約331万円	約371万円	約444万円	約469万円

※給与収入者は、源泉徴収票「支払金額」欄の金額が上記に該当するか参考にしてください。

※事業・農業所得者は、総収入から必要経費を引いた後の金額が上記に該当するか参考にしてください。



就学援助の種類と支給額（年額）

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみ対象となります。

援助費目	小学校		中学校		備考
	学年	支給額	学年	支給額	
学用品費等	1年	13,990円	1年	26,520円	年度途中で認定された場合は月割り額を支給
	2～6年	16,260円	2～3年	28,790円	
校外活動費(宿泊を伴う)	5年	補助対象経費	2年	補助対象経費	直接必要な交通費・見学科・宿泊費
体育実技用具費	1・4年	26,500円(購入券)	1年	38,030円(購入券)	スキー用具一式
新入学学用品費等	1年	56,020円	1年	69,260円	認定月が4月の者のみ支給
修学旅行費	6年	補助対象経費	3年	補助対象経費	直接必要な経費(小遣い等含まず)
医療費	1～6年	医療券発行	1～3年	医療券発行	学校病で治療を要する場合(虫歯・中耳炎・結膜炎など)
学校給食費	1～6年	実費負担額	1～3年	実費負担額	
クラブ活動費			1～3年	実費負担額(上限14,800円)	部活動を行うために一律に負担する経費(学校に支払うもの)
生徒会費			1～3年	実費負担額(上限1,000円)	生徒会費として一律に負担する経費
PTA会費	1～6年	実費負担額(上限3,450円)	1～3年	実費負担額(上限4,260円)	PTA活動に要する費用として一律に負担する経費
卒業アルバム代	6年	実費負担額(上限11,000円)	3年	実費負担額(上限8,800円)	通常製作する卒業アルバム代及び卒業記念写真又はそれらの経費
「学校生活管理指導表」文書料	1～6年	実費負担額	3年	実費負担額	食物アレルギーの管理指導表文書料

3

申請の方法

- (1) 援助を希望する方は、在籍する学校から申請書を受け取り、必要事項等を記入し、在籍する学校の指定期日までに提出してください。
- (2) 援助の対象者は毎年度、認定の審査を行いません。令和5年度に就学援助を受けていた方も改めて申請が必要になります。
- (3) 小学校及び中学校に在学している場合は、1枚の申請書に記入して中学校へ提出してください。

4

申請に必要な書類

同一世帯で生計を共にしている方全員の収入を証明する書類等を提出してください。

収入の状況	収入等を証明する書類（コピー可）
給与収入のある方	令和5年分 源泉徴収票（確定申告をしている方はその控え）
事業・農業所得のある方	令和5年分 確定申告書の控え
年金を受給している方	令和5年分 源泉徴収票、確定申告書の控え、支払通知書
生活保護を受けている方	収入証明等は必要ありません

※何らかの事情で上記書類を提出できない方は、その理由と収入の状況を記入した書類（書式は自由）を提出してください。

※確定申告書は、受付印を押印されたものとし、表面と裏面あるものについては両面の写しを提出してください。

5

申請書の提出期日及び提出先

《提出期日》

- (1) 令和6年度 当初申請・・・在籍する学校の指定する日
- (2) 令和6年度 途中申請・・・上記指定日以降随時受付
 ※期日を過ぎた場合や提出書類が不足している場合は、援助を受けられない場合や認定月が遅くなり援助される額が減額となる場合があります。

《提出先》

在籍する学校に提出してください。

※新小学1年生は、入学する学校に提出してください。

※新中学1年生は、申請書を在籍する小学校で受け取り、小学校に提出してください。

※ただし、小学校及び中学校に在学している場合は、1枚の申請書に記入し中学校へ提出してください。

6

認定結果のお知らせ

- (1) 令和6年度 当初申請・・・5月上旬までに学校を通じて認否の結果をお知らせします。
- (2) 令和6年度 途中申請・・・審査の終了後に学校を通じて認否の結果をお知らせします。

【問い合わせ先】

富良野市教育委員会 教育振興課（担当：学務係）
 〒076-8555
 富良野市弥生町1番1号（富良野複合庁舎 2階）
 電話 0167-39-2320